



高額療養費制度の改正について（令和8年8月～）

組合員と被扶養者が病気やケガで医療機関を受診し、医療費（1か月以内で1医療機関に支払った額の合計）が一定額を超えると、高額療養費や一部負担金払戻金・家族療養費附加金が給付されます。

健康保険法の一部改正に伴い、高額療養費制度が令和8年8月から段階的に改正されます。

主な変更点は以下のとおりです。

1 自己負担限度額の改定

令和8年8月受診分より

自己負担限度額が下表のとおり改定されました。

■ 70歳未満

単位：円

区分	標準報酬月額	従来（令和8年7月以前）	令和8年8月以降	多数回該当
ア	83万円～	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	140,100
イ	53万円～79万円	$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	93,000
ウ	28万円～50万円	$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	44,400
エ	26万円以下	57,600	61,500	44,400
オ	住民税非課税	35,400	36,900	24,600

また、70歳以上の一般所得者に係る外来受診分の限度額は、現行の月額18,000円から月額22,000円となります。

なお、長期療養者への配慮から多数回該当時の自己負担限度額については、額の改定はありません。（令和9年8月以降も変更なし）

2 「年間上限」制度の新設

令和8年8月受診分より

長期療養者の経済的負担に配慮する観点から、医療費の自己負担について、年単位の上限額（「年間上限」）が設けられました。年間の医療費の自己負担額が上限額を超過した場合、その超過した分の負担がなくなる制度です。

※金額は下記③の表参照

3 所得区分の細分化

令和9年8月受診分より

応能負担の観点から、令和9年8月より所得区分が下表のとおり細分化されます。

単位：円

所得区分		R8.8～		R9.8～	
現行	R9.8～	月額上限	年間上限	月額上限	年間上限
ア	127万円～	$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	1,680,000	$342,000 + (\text{医療費} - 1,140,000) \times 1\%$	1,680,000
	103～121万円			$303,000 + (\text{医療費} - 1,010,000) \times 1\%$	
	83～98万円			$270,300 + (\text{医療費} - 901,000) \times 1\%$	
イ	71～79万円	$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	1,110,000	$209,400 + (\text{医療費} - 698,000) \times 1\%$	1,110,000
	62～68万円			$194,400 + (\text{医療費} - 648,000) \times 1\%$	
	53～59万円			$179,100 + (\text{医療費} - 597,000) \times 1\%$	
ウ	44～50万円	$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	530,000	$110,400 + (\text{医療費} - 368,000) \times 1\%$	530,000
	36～41万円			$98,100 + (\text{医療費} - 327,000) \times 1\%$	
	28～34万円			$85,800 + (\text{医療費} - 286,000) \times 1\%$	
エ	20～26万円	61,500	530,000	69,600	530,000
	16～19万円			65,400	
	～15万円			61,500	

- ◆ その他、一部負担金払戻金・家族療養費附加金に係る算定基準額についても今後変更となる場合があります。高額療養費および一部負担金払戻金・家族療養費附加金について何か変更がありましたら、東京支部ホームページおよび所属宛の通知にて詳しくお知らせします。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827